

交通安全市民会議ニュース 12月号



自転車のマナーが悪い = 道路交通法違反!

かも・・・

最近、自治区などから「近隣を走る自転車のマナーが悪くて困っている」等の自転車に関するご意見が寄せられています。自転車は、道路交通法では軽車両のため、交通ルールが適用されます。違反や事故を起こせば、単にマナー違反では済まず、自動車同様、罰則や被害者への損害賠償など社会的責任を負うことになります。

自転車のこんな行為、交通ルール違反です!

歩道を猛スピードで走る行為



⇒歩道を通行する場合は、**徐行**しなければならない。

信号・一時停止を守らない行為



⇒自転車も車両のため、道路標識を遵守しなければならない。

無灯火で走る行為



⇒夜間、道路を通行する場合は、ライトを点灯しなければならない。

後方確認をせず突然進路変更をする行為



⇒進路変更をする場合、合図をし、後方から来る車両の進行を妨害してはならない。

※上記は、ドライバーや歩行者側から迷惑行為だと感じる違反の一例です。



自転車の交通ルール(通行位置や通行方法など)を示したチラシを配布しますので、地域や職場などの研修でお役立てください。



自転車保険に加入を!

自転車で重大事故を起こしている半数は、24歳以下の若年層です。中には1億円に近い高額賠償となるケースもあるため、本人やご家族が自転車を利用している場合は、万が一の自転車事故に備えて、自転車向け保険に入っておくことも大切です。



【発行】

豊田市交通安全市民会議事務局 (豊田市役所交通安全防犯課内) TEL0565-34-6633

